

# 衆議院農林水産委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 19 日（火）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）  
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 56 号）
    - ・金子農林水産大臣、武部農林水産副大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- （質疑者）坂本哲志君（自民）、稲津久君（公明）、後藤祐一君（立民）、小山展弘君（立民）、金子恵美君（立民）、神谷裕君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 坂本哲志君（自民）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係

- ア 地域計画作成に向けた農業委員会事務局及び市町村における人材及び財源確保の考え方
- イ 集落営農法人の育成及び地域計画への位置付けの在り方
- ウ 集落営農法人を担う人材の育成方法
- エ 地域計画の策定期限を踏まえた全農地の 8 割を担い手に集積するという目標年についての考え方
- オ 本法律案における農用地の「集約化」の位置付け
- カ 本法律案において農用地に対して用いられている「効率的」、「総合的」、「安定的」及び「高度化」の定義

## 稲津久君（公明）

- （1） 輸入小麦価格高騰を踏まえ、輸入小麦を原料とした商品から米粉及び国産小麦を原料とする商品への転換・販路開拓、国産小麦の生産拡大に対する支援を行うことへの農林水産省の所見
- （2） 子ども食堂等への政府備蓄米提供に係る交付数量の上限設定及び申請手続の簡略化に関する要望への対応
- （3） 農業経営基盤強化促進法等の改正後において、農用地の所有者及び受け手間でのトラブルが発生した場合に農地中間管理機構が果たすべき役割
- （4） 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 農用地の保全等に関する事業が「定住等及び地域間交流の促進に資するもの」に該当するための基準
  - イ 林地化した場合における当該土地の管理の在り方及び関係団体との連携に対する農林水産省の見解

## 後藤祐一君（立民）

- （1） 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 保育所等の子育て関連施設の設置・運営が活性化事業に該当するか否かの確認
  - イ 農山漁村に住民票を有する住民が別の農山漁村に居所を有する場合も「定住等」に該当するか否かの確認
  - ウ 農山漁村の住民同士の交流も「地域間交流」に該当するか否かの確認
  - エ 農山漁村におけるワーケーションが「地域間交流」に該当するか否かの確認
  - オ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案における地域計画の区域と本法律案における

活性化計画の区域が排他的でなく重複し得ることの確認

カ 活性化計画の区域をあらかじめ広く指定しておくことの可否

キ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案における地域計画の区域内の耕作放棄地を本法律案における活性化計画の区域として放牧等を行う取組の可否

(2) 農業用施設関係

ア 農用地区域からの除外及び農地転用が必要となるトイレ及び駐車場の規模及び農用地区域からの除外と農地転用の関係

イ 農業用施設用地への用途区分の変更が不要とされる軽微な変更該当するトイレの規模及び設置期間

ウ 観光農園に設置するトイレ等が農業用施設に該当する基準及び農地転用を必要とする基準

エ 農家レストラン等の既存施設に併設されるトイレが農業用施設に該当し、農用地区域からの除外は不要であることの確認

**小山展弘君（立民）**

(1) 今後のお茶の需給・市況見通し及び茶業振興にかける農林水産大臣の意気込み

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係

ア 半農半Xを含む新規・既存の兼業農家及び中小規模の農家の位置付け

イ 目標地図の素案作成に関わる農業委員会の事務負担に対する支援策

ウ 地域計画策定における農業協同組合の役割

エ 農業協同組合による農作業受託の現状及び今後期待される役割

オ 地域の実情に合った地域計画の策定を市町村に求めていく必要性

カ 令和5（2023）年までに全農地の8割を担い手に集積するとの政府目標の妥当性

キ 認定農業者以外の経営体に対する資金面での支援の在り方

ク 資本性劣後ローン関係

a 現場からの要望及び期待される効果

b 日本政策金融公庫によるリスク分析手法及び農林水産省による引当金計上の指導方針

c リスクについての金融庁の認識及び指導方針

d 政府系金融機関と民間金融機関との関係に対する日本政策金融公庫及び農林水産省の見解

**金子恵美君（立民）**

(1) 3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震からの復旧に向けた農林水産大臣の決意

(2) 食料・農業・農村基本法の見直しについて、農林水産省での検討・議論の状況及び幅広い関係者の参加により検討を行う必要性

(3) 食料安全保障の観点から、食料の輸入が途絶した場合等の危機対応のために必要な農地について具体的な数値を示す必要性

(4) 農林水産省内に設置されている食料安全保障に関する検討チームの動向

(5) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

ア 一体的な法案審査と改正法の運用が必要ならば、両法律案を一つの法律案として提出すべきだったという考えに対する農林水産大臣の見解

イ 両法律案を一つの法律案として提出することを検討した事実の有無

ウ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に基づく協議の場と両法律案に関わる一体的な話合いの関係及びその調整主体

エ 中山間地域等の条件不利地において地域の実情に応じた話合いの場を確保するための施策

オ 全国市長会からの意見への農林水産省の対応

カ 市町村の農用地利用集積計画を農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画に統合するに当たっての具体的な事務簡素化の内容

**神谷裕君（立民）**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

ア 離農や農村人口減少をもたらすおそれがある農地の集積の推進と農村振興との関係についての農林水産大臣の所感

イ 従来の中山間地域等の条件不利地域に対する支援策が十分であったのかという観点から検証する必要性

ウ 農地保全及び農村振興の農政全体における位置付けに対する農林水産大臣の所見

エ 「水田活用の直接支払交付金」の交付対象の見直しが農地の集積に及ぼす影響

オ 農地の担い手への集積率を8割にすると政府目標と中小・家族経営等の多様な農業経営を重視することとの整合性

カ 目標地図について定める政省令の考え方

キ 目標地図の素案を作成する農業委員会等への支援策の必要性

ク 改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の策定に係る政令の考え方及び計画策定における協議の熟度の判断基準

ケ 改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第4項第2号に規定する省令が定める農用地の利用の集積、集団化等を図るための基準と農地の担い手への集積率を8割にすると政府目標との関係

コ 農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合により農地中間管理機構が実務を担うこととなる小作料の実態及び管理の在り方

サ 物納小作料に係る手数料徴収や賃借権の再設定の業務への農地中間管理機構の対応の在り方